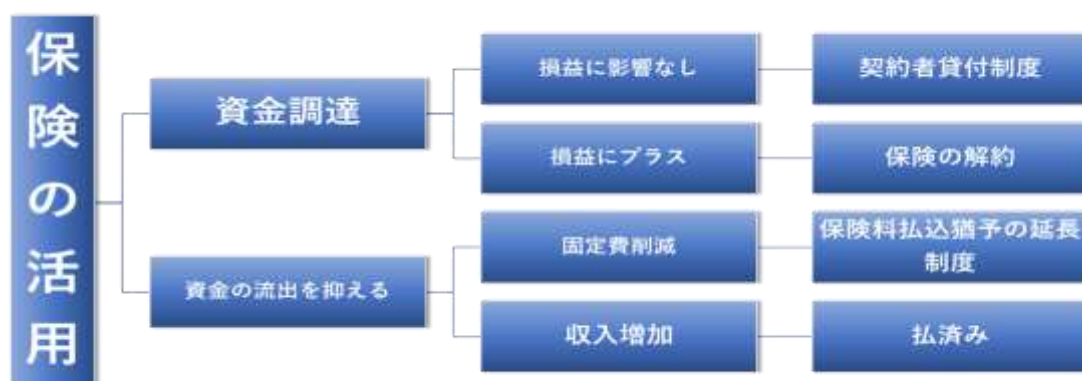


この時期の資金調達に、生命保険の活用について考える

生命保険も資金調達機能の一助として活用できます。

大枠は以下の通りです。

※解約・払済については、保険の種類によっては損益に影響がない場合もあります。



1 契約者貸付制度の活用

(1) 生命保険契約のすべての解約返戻金の額を**確認しておく**

(保険管理ファイル又は、保険会社に確認)

(2) 9月30日まで金利0%で借りられる契約と額を確定しておく。

※契約者貸付金利0%一覧表参照

https://www.hokenss.co.jp/_DL/ZeroKinri.html

※フリーダイヤルにて確認

(3) 全ての保険契約の契約者貸付申込書を保険会社に連絡して**取り寄せておく**

(4) 契約者貸付を受ける**優先順位を決めておく**

2. 保険料支払いについて

(1) 支払期日の近いものは、保険料払込猶予の延長制度を検討する。

(資金の支出を抑え、経費を減らせる)

※最長6か月あり。保険料払込猶予の延長一覧表参照

<http://u0u1.net/ZLHX>

(2) 保険料払込猶予の延長制度を利用する保険契約を**決める**

(3) 保険料払込猶予の延長申込書類を**取り寄せておく**

3、契約者貸付を有利子でも延長するかを9月までに検討する

(1) 契約者貸付の利息はいつ返すか。

いつという期限はなく、借入金を返済する時に、その時点で保険会社が利息を計算して返済金額+利息を返済します。

(2) 契約者貸付を受けた後に、保険を失効した場合、失効中も利息がかかります。

その後は、解約と復活の場合で異なります。

解約の場合：残りの解約返戻金から利息を相殺して返戻金が支払われます。

復活の場合：未経過保険料+利息を保険会社へ送金します。

※失効：保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがない状態で、自動振替貸付も行われない場合、保険の契約は失効（＝契約の効力が無くなり、保障も受けられなくなる状態）となります。

失効すると、契約者は解約をするか、生命保険契約の復活を申請するか、選択をすることになります。

4、保険料払込猶予について期限までに支払いをするか、解約をするか検討する

(1) 猶予期間を過ぎて失効になった場合でも、契約者貸付を受けている場合、

失効の終了期限までは契約者貸付金の返済は不要です。

失効終了時に、金利とともに精算されます（＝解約返戻金と相殺）。

5. 保険契約解約について（資金調達ができ、雑収入として利益が増える）

(1) 保険料払込猶予期間が過ぎても払い込みが難しい場合は解約を検討する

（部分解約も検討）

(2) 解約する保険の優先順位を**決めておく**

(3) 最低限必要な保険契約は残す（部分解約あり）

(4) 払い済み保険を検討する

(5) すべての保険契約解約申込書を**取り寄せておく**。

注：解約すると大きく返戻金が減少する契約もありあます

現在の財務体質、数か月後の状況に合わせて生命保険の資金を活用されることをお勧めします。不明点等ございましたらいつでもご相談ください。